

31才大輸第132号
令和元年7月19日

事業者各位

東京都
オリンピック・パラリンピック準備局長
潮田 勉
(公印省略)

交通需要マネジメント（TDM）の推進に向けた取組みについてのお願い

平素より、東京2020大会の開催に関しまして、ご理解・ご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、東京都、国、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会では、大会運営の成功及び大会期間中の企業活動の両立を図るべく、東京2020大会期間中における交通混雑緩和に向けた取組みを「2020TDM推進プロジェクト」として進めており、事業者のみなさまにもご協力をお願いしております。

皆様方には、大会期間中の混雑緩和に向け、東京2020大会の1年前となる今年の夏の試行期間と、大会本番となる来年の夏の期間について、物流の効率化、配送ルートの変更、荷さばき時間帯の変更など物流対策への取組み拡大を改めてお願いいたします。

なお、関係者間調整の結果、荷さばき時間帯の変更にかかる大規模小売店舗立地法の運用は下記のとおりとなりましたので、合わせてお知らせいたします。

記

1 取組内容

東京2020大会期間におけるTDMへの対応を図るための荷さばき計画の変更

2 対象事業所

都内の大規模小売店舗立地法適用の事業所のうち、TDMに協力していただける事業所

3 対象期間

- (1) 令和元年7月22日（月）から令和元年9月6日（金）まで
- (2) 令和2年6月1日（月）から令和2年9月6日（日）まで

4 大規模小売店舗立地法の届出

大規模小売店舗立地法により、荷さばき計画の変更については同法の定める都道府県知事への届出が必要となりますが、協力要請に基づく取組みとして荷さばき

時間帯を変更する場合は、大規模小売店舗立地法第六条二項及び経済産業省令第七条で定める「一時的な変更」に該当することとして、届出が不要となります。なお、変更にあたっては下記事項を遵守してください。

(1) 事前報告

変更を予定している事業所は、①変更実施期間、②変更する時間帯、③変更時間帯に入庫する概ねの台数について、オリンピック・パラリンピック準備局担当（下記担当①）にあらかじめ報告すること。

(2) 交通安全対策

変更にあたっては、周囲の交通状況や交通規制などを確認し、必要最小限の範囲とすること。特に、店舗に至るルート上に通学路など学童の通行が見込まれる場合は、必要に応じ配慮（例えば誘導員の配置や、通学時間を避けるなど）を行うこと。

(3) 周辺地域への十分な配慮（騒音・安全）

変更にあたっては、周辺地域への影響を十分配慮した荷さばき時間とすること。関係法令等の基準を遵守し、搬入車両による騒音、振動や、荷さばきによる騒音などにも配慮すること。こうした対応は、事業者の責任において、必要に応じて住民対応等（例えば、チラシ配布や掲示板への掲出などの事前周知）を行うこと。

(参考) 2020TDM 推進プロジェクト

東京 2020 大会成功に向け、円滑な大会輸送と経済活動維持との両立を図ることを目的として東京都、国、東京 2020 組織委員会が事務局となって発足したプロジェクトです。ご登録いただいた企業の皆様には、大会期間中の交通情報の予測や大会情報等を、メールマガジンにていち早く提供させていただいております。会社単位だけではなく、部署単位や支店でのご登録も可能となっています。以下のQRコードやホームページからもご登録が可能です。なお、登録による費用や義務は一切発生いたしません。また、ご登録いただくと「コンサルタント等による個別相談」にお申し込みができます。検討の進め方に分からないこと等があれば、是非ご活用ください。



<https://2020tdm.tokyo/>

【担当】

- ① 荷さばき時間変更の事前報告 及び
東京2020大会に関すること
オリンピック・パラリンピック準備局
大会施設部輸送課 松本、山田
TEL:03-5320-6896
Email:S1050504@section.metro.tokyo.jp
- ② 大規模小売店舗立地法に関すること
産業労働局
商工部地域産業振興課 伏見、宮崎
TEL:03-5320-4788